

気象特別警報の発表が予測される場合の窓口業務について

1. 概要

横浜市に大きな被害をもたらした令和元年房総半島台風（台風第15号）や神奈川県内に大雨特別警報が発表された令和元年東日本台風（台風第19号）から今後の災害対応を検証し、その結果、「気象特別警報」が発表された場合又は発表が予測される場合は、「全庁で災害対応を優先して業務にあたり災害への配備を整えること」及び「市民の来庁や施設利用に伴う人的被害を出さないこと」に十分留意して対応することとします。

2. 具体的な取り組み

台風等の影響により「気象特別警報」の発表が予測される場合は、特別警報の発表を待つことなく以下の判断を決定します。

- (1) 区役所窓口業務を※一部、縮小・休止します。
- (2) 行政サービスコーナーを休所します。
- (3) 市民利用施設を臨時閉館します。

※縮小・休止する業務については台風の状況により変化するため、縮小・休止が決定した際に具体的にお知らせいたします。

3. 決定までの流れ（状況により前後します。）

台風上陸まで	市の対応
概ね2日前	・横浜市に対する気象特別警報発表の可能性を関係機関から聴取
前日	・区役所窓口業務の縮小・休止、市民利用施設の臨時閉館についての方針を決定 ・市民の皆様へのお知らせ ・区役所窓口業務の縮小・休止、市民利用施設の臨時閉館
台風通過後	・区役所窓口業務の再開 ・市民への周知

4. 市民の皆様への事前周知

窓口の休止等については、様々な広報手段を活用して周知します。

広報の具体例

- (1)横浜市ホームページ
- (2)X（旧 Twitter）などの SNS
- (3)防災情報 Eメール など